

# 青少年ボランティア活動実施要項

## 1 趣旨

市内の青少年に対し、さまざまなボランティア活動や体験活動の機会を情報提供し、青少年の地域活動への積極的な参加を支援することにより、青少年の自らの成長及び社会貢献意識の高揚を図る。

## 2 活動内容

- (1) 市や公民館、社会福祉協議会等の関係機関・団体が主催する行事などの運営補助
- (2) 放課後児童クラブ及び児童館における指導補助
- (3) 保育所、幼稚園、社会福祉施設等が主催するイベントの運営補助等
- (4) その他生涯学習課長が必要と認める事業の運営補助等

## 3 応募・登録

- (1) 青少年ボランティアに応募するものは、次の要件のいずれかを満たすものとする。
  - ① 市内に在住または通学する中学校、高等学校、専門学校、短大、大学生
  - ② 市内に在住または勤務する16歳以上25歳未満の者
- (2) 募集は毎年4月に公募し、その後随時受け付けるものとする。
- (3) ボランティア登録を希望するものは、インターネット上の登録フォームまたは登録書（様式1）に必要事項を記入のうえ、生涯学習課へ申し込むものとする。
- (4) 登録有効期限は、登録が完了した日から当該年度の末日までとする。

## 4 派遣依頼等

- (1) ボランティアを必要とする事業の主体（以下「依頼者」という。）は、インターネット上の派遣依頼フォームまたは派遣依頼書（様式2）に必要事項を記入のうえ、事業実施の前々月の20日までに生涯学習課へ提出するものとする。
- (2) 生涯学習課は、派遣依頼事業等の内容を精査し、趣旨に沿ったものと判断した場合は、登録者のうち、中学生・高校生については学校を通して、それ以外については直接、事業内容等について周知するとともに参加希望を調査するものとする。

## 5 ボランティア活動

- (1) 派遣するボランティアは希望者のみとする。ただし、希望人数超過等の場合、生涯学習課において派遣ボランティアを調整する。
- (2) 中学生・高校生を派遣できる活動は、原則として、土・日曜日、祝日、長期休業中に実施するものに限る。
- (3) 依頼者の判断により、ボランティアは事業の企画、準備段階から参加することができる。ただし、中学生・高校生については、活動の終了時間は午後9時までとする。
- (4) 依頼者は、派遣を依頼する事業に参加する全てのボランティアの名簿（任意様式）を作成し、事業終了後20日以内に、活動報告書（様式3）とともに生涯学習課へ提出するものとする。
- (5) 派遣を依頼する事業は、原則として市内で実施するものに限る。

## 6 保険

ボランティアが活動中に事故等に遭った場合は、市民総合賠償補償保険の範囲内で補償するものとする。

## 7 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。